

学校図書館と専門図書館 コピーはとれない？
—著作権法第31条の「図書館等」に含まれるために—

趣旨

昨年12月、文化審議会著作権分科会法制度小委員会「図書館関係の権利制限の見直し（デジタル・ネットワーク対応）に関する中間まとめ」についてパブリックコメント募集が行われました。日本図書館協会は意見をまとめ、12月18日付で提出しました（内容は日本図書館協会HPを参照）。中間まとめの第3章に対して、学校図書館と病院図書館等を著作権法第31条の「図書館等」に含めること、また専門図書館において公共のための複製が認められることを要望しています。

2021年1月15日の「図書館関係の権利制限の見直し（デジタル・ネットワーク対応）に関する報告書」では、この点について「検討を継続していく必要がある。」「関係団体間で行われている協議の状況を見ながら<略>早急に適切な対応がなされることを期待する。」としています。

この問題について、日本図書館協会学校図書館部会、同専門図書館部会は協力してとりくむことになりました。学校図書館と専門図書館とでは事情が異なる点もありますが、互いに理解を深め、この問題について広く知ってもらうために、学習会を開催します。

ご参加、よろしくお願ひします。

共催：日本図書館協会学校図書館部会 同専門図書館部会 専門図書館協議会

日時：2月19日（土） 9：30～12：00

形式：オンライン

参加費：無料

時程： 9：30 開会 あいさつ・連絡

9：35～9：55 報告1 学校図書館問題研究会 林貴子（事務局長）

9：55～10：15 報告2 専門図書館の報告

10：15～10：25 休憩

10：25～11：45 講演 福井健策氏 80分

11：45～12：00 質疑

12：00 終了

申込先：学校図書館部会 HP <http://www.jla.or.jp/divisions/school/tabid/199/Default.aspx>

専門図書館部会 HP <http://www.jla.or.jp/divisions/senmon/tabid/274/Default.aspx>

申し込み開始：1月17日（月）

申し込み〆切：2月11日（金）

福井健策氏

履歴：弁護士 文化審議会著作権分科会基本政策小委員会委員 同法制度小委員会委員

著書：『18歳の著作権入門』（ちくまプリマー新書 2015） 『著作権とは何か 文化と創造のゆくえ』（集英社新書 2020）ほか